

令和6年第4回農業委員会総会会議録

令和6年第4回船橋市農業委員会総会を4月5日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

小川 和也	伊藤 貞
-------	------

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 5番、長嶋雄一委員と、9番、高橋光一委員の両名にお願いいたします。 議案審議に入る前に、報告事項（1）を先に行います。 事務局より報告をお願いします。
局長	事務局でございます。 それでは、議案審議に先立ちまして、令和6年4月1日付、職員の人事交流についてご報告いたします。議案書の10ページ、報

告事項（１）をご覧ください。

今回、２名の職員の人事交流がございました。まず、農業委員会から市長事務部局へ出向いたしました職員をご紹介します。農地係長の〇〇が健康福祉局福祉サービス部生活支援課へ、また、同じく農地係副主査の〇〇が、環境部清掃センターへ異動となります。

次に、新たに配属された職員を紹介いたします。税務部市民税課より主査の〇〇が、農業委員会事務局主査農地係長事務取扱として、また、企画財政部政策企画課より主任主事の〇〇が総務係に着任いたしました。

最後に、事務局内の係異動といたしまして、主任主事の〇〇が、総務係から農地係に移りました。

この度の人事交流等につきましては会長専決として処理をいたしましたので、この場をお借りいたしましてご報告させていただきます。

それでは、紹介した順にご挨拶をさせていただきます。

職員挨拶

局長

ありがとうございました。引き続き、今回、異動で出られた職員、新しく農業委員会に迎え入れた職員、あと我々再び農業委員会でお世話になる職員含め、今後ともよろしくお願いいたします。

皆様のお手元には新年度の事務局職員名簿をお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

職員の人事交流の報告は以上でございます。

議長

それでは、お配りしてご置きます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長

農地法第３条許可申請について、議案第１号の１を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、今月２日、豊田豊委員、小川和也推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書２ページ、地図１から２ページをご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきましては、緑台に本社を置く農地所有適格法人以外の法人である譲受人が、当該農地を賃借し農業経営の拡大を図るものです。農業従事者は 5 名、世帯従事日数は 7 5 0 日、農機具を一式保有しております。

平成 2 1 年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても解除条件付きの契約によれば貸し借りが可能となったため、本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることから、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第 4 条許可申請について、議案第 2 号の 1 から 2 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。

藤家審査班長

それでは、今月 2 日、藤平尚志委員、伊藤貞推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 3 ページ、地図 3 から 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号の 1 につきましては、近隣で運送業を営む法人から要望を受けて、大型車両の駐車場として整備し貸し出すものです。

申請地は田で、隣接地は現況道路の田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板を施工し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、近隣でレストランを営む法人から要望を受けて、レストラン来客用の駐車場として整備し貸し出すものです。

申請地は田で、隣接地は田、宅地、用悪水路及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板を施工し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきまして、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

小川委員。

小川委員

この議案第2号の2のうちの一筆ですが、去年、売買で今回の申請人が買ったと思うのですが、本人が転用する場合は、3年たたなくてもいいのですか。

議長

事務局。

事務局

今、小川委員がおっしゃった中で、ここは以前に3条の許可を出しているところでございまして、その許可を得たものが今回転用するという話でございます。いわゆる3年3作、転用を3年間制限することは撤廃されているところでございます。

以上です。

小川委員

分かりました。

議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。 ないようですので、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を願います。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から4を上程いたします。
議長	本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。
神山審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書4ページ、地図9から15ページをご覧ください。 議案第3号の1から2につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。 議案第3号の1から2につきましては、看板広告業を営む譲受人が、現在借り受けている既存の資材置場及び車両置場を返却することにともない、自社所有の置場に隣接する当該地を取得し資材置場及び車両置場として整備、また、一部を道路用地として取得するものです。なお、道路部分については以前から道路として利用されている状況にあるため、始末書が添付されています。 申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、山林、墓地及び道路となっており、整備にあたり周囲には万能鋼板を施工し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま す。 なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。 資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。 農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。 議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。 議案第3号の3につきましては、海老川上流地区土地区画整理事業の施行者である譲受人が、区画整理区域内の橋の架替え工

のため、河川切り回しの工事用地として当該地を使用貸借により一時転用するものです。

申請地は田で、隣接地は用悪水路及び雑種地となっており、雨水については切り回した水路へ放流及び敷地内で浸透処理とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はありません。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書5ページ、地図19から22ページをご覧ください。

議案第3号の4につきましては、自動車販売業を営む譲受人が、既存車両置場が区画整理事業により退去することにともない、利便性のよい当該地を賃借し車両置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び宅地となっており、周囲の既存ブロックを利用、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

金子委員。

金子委員

3番の「賃借権設定7ヶ月」とあるのですが、これは超えた場合にはどうなるのですか。

神山審査班長

事務局、お願いします。

議長	事務局。
事務局	今回の期間を超過した場合ですと、農地法上は許可の条件の違反になってしまうという扱いです。 以上です。
金子委員	では、7か月以内に。
事務局	以内に終了するという申請になっております。
金子委員	ありがとうございました。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。 (「ございません」の声あり)
議長	それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第5条許可申請について、議案第3号の5から7を上程いたします。
議長	本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。
藤家審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書5ページ、地図23から25ページをご覧ください。 議案第3号の5から6につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。 議案第3号の5から6につきましては、建築業を営む会社の取締役である譲受人が、借地である既存の駐車場の返却にともない、利便性の高い当該地を駐車場として整備し会社に貸し出すものです。 申請地は畑で、隣接地は畑及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲は単管パイプ及びロープにて防除し、また、雨水については樹脂製の養生マットの間から敷地内で自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図26から28ページをご覧ください。

第3号議案の7につきましては、飲食業を営む譲受人が、当該地を賃借し、都市計画法第34条第9号によりドライブイン店舗1棟を建築するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、現況が畑の山林及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は貯留槽、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済であり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
神山審査班長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の8から10を上程いたします。

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図29から32ページをご覧ください。

議案第3号の8から9につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第3号の8から9につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により建売分譲住宅13棟として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は宅地、水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は貯留槽を設置して水路及びU字溝へ接続、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置して污水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路にガス管・下水管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立八栄小学校と船橋ひまわり幼稚園があることから、第3種農地と判断します。

議案書7ページ、地図33から35ページをご覧ください。

議案第3号の10につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により特定建築条件付売買予定地6棟として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は田、宅地及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は貯留浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

す。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の11から12を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。

藤家審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書7ページ、地図36から38ページをご覧ください。

議案第３号の１１につきましては、現在アパートに居住している譲受人が、譲渡人の所有する申請地を使用貸借により借り受け、都市計画法第３４条第１１号により専用住宅１棟を建築し、当該地は公道からの進入路部分になります。なお、現地は以前からアスファルト及び碎石による舗装がされているため、始末書が添付されております。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水については貯留槽を設置して排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地は譲渡人所有の農地以外ありません。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね１０ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第２種農地と判断します。

議案書７ページ、地図３９から４１ページをご覧ください。

議案第３号の１２につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、隣接の雑種地と併せて都市計画法第３４条第１１号により特定建築条件付売買予定地８棟として転用し、うち７棟が農地となります。

申請地は畑で、隣接地は畑、過去に転用許可済みの畑、宅地、学校用地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水浸透貯留槽を設置してＵ型側溝へ接続、汚水・雑排水は公共汚水枳を設置して下水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないこと

を確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管・ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立坪井小学校と船橋市立坪井中学校があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員 直接的に許可不許可の問題ではないのですけども、この売買と永年貸借というのは具体的にどういう違いがあるのか、分かれば教えていただきたいのですが。

議長 事務局。

事務局 まず、使用貸借はいわゆる貸し借りですけれど、いわゆる賃料の発生しないものになりまして、ほぼ親族間でしか発生しないのですけれども、賃借であれば、例えば3年、5年なり期間を設定されて契約することが多いかと思いますけれども、永年ですので、この今回の譲渡人が、言わば亡くなるまでずっと使わせてあげますよという意味で使用貸借永年となります。

議長 石山委員。

石山委員 亡くなった場合はどうなるのですか。

議長 事務局。

事務局 亡くなった場合は、今度は相続が当然発生しまして、この使用貸借という関係は解消されます。

以上です。

議長 齋藤委員。

齋藤委員 今の案件ですけれども、このお二人の譲渡人と譲受人の関係はどういう関係か、事務局で答えていただければ。

議長 事務局。

事務局 譲受人と譲渡人の関係は、親族です。

議長	よろしいですか。
齋藤委員	はい。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
	局長。
局長	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第4号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は8ページです。
	本件につきましては、旭町に在住の申請人の父が令和5年7月に死亡したことにより、耕作農地14筆、計16,312平方メートルのうち生産緑地である旭町3丁目の畑1筆、1,639平方メートルのうち1,077平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。
	事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。
	したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。
	以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

	全員一致であります。よって適格者と認定とすることに決しました。 局長。
局長	令和6年度第1次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号につきましては、令和6年度第1次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は9ページです。 農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。 1は、鈴身町の畑及び山林2筆、計3,861平方メートルに賃借権3年、2は、鈴身町の畑5筆、計12,519平方メートルに賃借権10年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。 事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。 齋藤委員。
齋藤委員	1については譲受人は農協ですが、現況は樹園地で賃料がかなり高額です。対して2については、1に近い地域で、面積もかなり広いのに1よりも賃料が安くなっているのですが、どういうことでしょうか。
議長	事務局。
事務局	まず1点目のご質問ですが、昨今の火傷病の関係で中国からの花粉輸入が停止した影響がございまして、市川市農業協同組合が花粉バンクといったものを運用されております。その関係で、船橋、市川で農地を探されておられたところを今回の貸付人の方とのご意向が一致したということで、今回の計画が上がっております。

また、2点目の賃料に関しましては、やはりこちらは当事者間での決定でございますので、内容までは事務局では把握しておりますが、この金額で間違いない旨は農水産課に確認は取っております。

以上です。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第1次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

令和6年度最適化活動の目標の設定等について、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、2月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本件につきましては、2月に農政小委員会、3月に推進委員連絡協議会及び農政小委員会と推進委員との合同会議を開催し、審議を重ね、案を作成いたしました。

それでは、内容について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。配付資料をご覧ください。農政小委員会において作成していただいた案をお配りしております。

まず1ページ目は、I、農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）でございます。

1、農業委員会の現在の体制については記載のとおりです。

2、農家・農地等の概要については、農林業センサスに基づいて記入しております。また、認定農業者数等については、令和6年4月1日現在の数値を農水産課に確認し更新いたしました。

続きまして、2ページ目をご覧ください。Ⅱ、最適化活動の目標でございます。

まず、1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積について説明いたします。

①現状及び課題の現状についてですが、管内の農地面積（A）は、直近である令和5年度耕地及び作付面積統計に基づき1,130ヘクタール、これまでの集積面積（B）は、令和6年3月末時点で当市の農地台帳システムで認定農業者等の担い手の経営面積を集計し378.9ヘクタール、集積率（A）分の（B）は33.5パーセントとなります。

課題については、記載のとおり、農業従事者の減少や高齢化にともなう遊休農地の増加、高齢化や後継者不足にともない経営規模拡大を希望する担い手が減少、新規就農や新規参入等、新たな担い手の確保が困難、農地転用にともなう農地の減少、周辺農地の転用による営農環境の悪化、小規模な農地の分散、以上の内容を記載しております。

続いて②目標についてですが、国の通知に基づき千葉県が令和5年度に策定した千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を根拠とし、令和15年度までに集積率60パーセントを目指すものとしております。したがって、令和15年度までの目標集積面積は1,130ヘクタールの60パーセントである678.0ヘクタールとなり、これまでの集積面積である378.9ヘクタールとの差は678ヘクタールから378.9ヘクタールを減じた299.1ヘクタールとなることから、令和15年度までの10年で按分すると299.1ヘクタールを10年で除した約29.9ヘクタールとなります。したがって、この目標の中の今年度の新規集積面積は29.9ヘクタール、今年度末の集積面積（累計）（D）は、これまでの集積面積378.9ヘクタールに29.9ヘクタールを加えて408.8ヘクタール、今年度末の集積率（C）分の（D）は408.8ヘクタールを1,130ヘクタールで除した36.2パーセント、以上が農地の集積に関する目標となります。

続いて（2）遊休農地の解消について説明いたします。

①現状及び課題の現状ですが、令和5年度利用状況調査結果を記載しております。記載のとおり1号遊休農地面積は70.6ヘクタール、うち緑区分の遊休農地は21.3ヘクタール、うち黄区分の遊休農地は49.3ヘクタールとなっております。なお、赤判定

の再生利用の困難な農地について、非農地判断を検討しているところですが、未実施であることから黄区分の遊休農地に含め※印で注釈を記載しております。

次に課題ですが、昨年度同様、一つ目は、農業者の高齢化や米の安値にともなう稲作離れ等により担い手が不足し新たな遊休農地が発生している。二つ目は、1号遊休農地面積70.6ヘクタールのうち48.9ヘクタールが田だったため、本市の遊休農地は69パーセントが田である。以上の内容を記載しております。

②目標のア、既存遊休農地の解消についてですが、a、緑区分の遊休農地の解消については、今年度ではなく令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとされています。そのため、昨年度の目標と同じ数値、26ヘクタールと5ヘクタールを記載しております。

続きましてb、黄区分の遊休農地の解消についてですが、aと同様に、今年度ではなく令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を記載することから、昨年度の目標と同じ数値、43ヘクタールを記載しています。また、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針ですが、国から示される予定である工程表のひな型が現時点においても示されていないことから、昨年度に引き続き、国からの工程表の記載例が示され次第、農水産課、千葉県、公益社団法人千葉県園芸協会等関係機関と協議し、遊休農地解消に向けた工程表を策定すると記載しています。

続きましてイ、新規発生遊休農地の解消についてですが、令和5年度利用状況調査結果により、遊休農地ではなかった農地から新たに緑区分の遊休農地となった農地の面積2.6ヘクタールを記載しています。

続いて（3）新規参入の促進について説明いたします。

①現状及び課題の現状ですが、令和3年度から令和5年度の実績に基づいて記載しております。令和3年度新規参入者は2経営体1.3ヘクタール、令和4年度新規参入者は3経営体1.5ヘクタール、令和5年度新規参入者は3経営体0.5ヘクタール、以上のとおりとなっております。

課題は、今までと同様、新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが難しい、農業従事者の高齢化や後継者の不足により

地域の担い手が減少していることから、新規参入者の確保・育成が必要、以上の内容を記載しております。

②目標につきましては、令和２年度から令和４年度の農地の権利移動・借賃等調査の結果に基づいて記載しております。令和２年度は３ヘクタール、令和３年度は７ヘクタール、令和４年度は１０ヘクタールとなりますので、３か年の平均は６．８ヘクタールとなり、こちらの数字の１割以上を目標として設定するものとされていることから、目標面積を０．７ヘクタールと設定しました。

それでは引き続き、２、最適化活動の活動目標について説明いたします。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、１人当たりの活動日数は、国が示した標準的な活動日数である月１０日、最適化活動を行う農業委員の人数は０人、農地利用最適化推進委員の人数は１３人、以上のとおりです。なおこれは、推進委員との役割分担を明確にするためや、推進委員の主体性を尊重するためであり、推進委員は現場活動等において必要な支援や協力を農業委員に求めるなど、十分に連携して活動を行うこととされております。

次に、（２）活動強化月間の設定目標についてですが、活動強化月間の設定回数は、国の通知により３回以上設定するものとされていることから３回、取組項目は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進をそれぞれ１回ずつ行うものとし、強化月間の内容は、１０月に①農地の集積として、後継者不足が懸念される農地所有者を訪問し今後の意向把握に努める。２月に②遊休農地の解消として、利用意向調査を未回答の農地所有者に対し個別訪問し調査書を回収する。３月に③新規参入の促進として、農地を貸したい人のリストを活用し、新規参入者への貸付等について、各地区の農地所有者の意向把握に努める。以上のとおりを予定しています。

（３）新規参入相談会への参加目標についてですが、毎年１１月頃、千葉県で新規就農希望者等を対象とした相談会が開催されており、そちらへの参加を目標として設定しています。相談会ではオンラインにて新規就農希望者との相談を行う予定です。内容に関しましては記載のとおり、新規参入相談会への参加回数は１回、開催時期は１１月、相談会名は千葉県農林水産就業相談会、参加者数は１名、開催場所は未定となっております。なお今年度は、昨年度同様、千葉市の千葉ポートスクエア内ＴＫＰガーデンシティ千葉で行われましたが、次年度についてはまだ決まっていないため「未定」と記載しております。相談会の内容は、オンラインによる新規就農希望者との相談と記載いたしました。

農政小委員長

説明は以上となります。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。以上が農政小委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

遊休農地の解消についてです。先般、農業委員同士の会話で、船橋市内の遊休農地の約7割が田であると話題に上りました。

しかし日ごろの活動を通して、遊休農地となっている田は雑草等で荒れているだけでなく、稲作に不可欠である水路も崩壊しているという現状を目の当たりにしています。ここまでくると農業委員会が農地パトロールを行い、指摘して所有者が再び耕作をするということは事実上不可能ではないかと思うのです。

今回の目標にある遊休農地の解消という項目は、一個人の対応は難しく、土地改良を含め、組織体に関わるような市内の環境面から改善されない限り、今年度だけでなく、来年度であっても難しいと考えます。これは農業委員会だけで解決できる問題ではなく、船橋市の農水産課と協力をしても、一朝一夕には解決できない課題だと思います。

今回の議案第6号として上程された目標案に反対しているのではなく、今後この船橋市内の農業にはこういった課題があること、継続的に話題として少しずつでも解決に向けて進んでいかなくてはいけないことを、この会議の場でやり過ごすのではなく、実際に現場レベルで考えていく必要があることを、今後とも農政小委員会や総会で共有したく思います。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

はい。私は農政小副委員長を務めています。

今年度この数値を達成できるのか、小委員会でもかなりたくさん議論をしました。

現実問題、目標達成は厳しいのではないかという意見もでましたし、それでも県に提出しなければならないという話もでました。

今年は農水産課主導の意向調査、地域計画も本格的に動く年です。こういったことも本来、農業委員会が関わることだと思います。来年度は、実態に合わせた目標を1年かけてでも作成すべきだと思います。

議長

お二人とも、ご意見ありがとうございます。

本議案は農政小委員会で目標案を作成し、本日の総会で承認を得て、県に提出するという流れとなっております。そのため、今回のお二人のご意見は、附帯事項等ではなく、また新たな問題提起ということで承ります。

私としましても、代理や事務局と話し合っ、今後の議論の仕方についても模索していきたいと思っております。

それでは、この目標、様々な意見もございましたが、採決に進みたいと思います。

本議案につきまして、令和6年度の最適化活動の目標を設定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よってそのように決しました。

続いて事務局より報告がございます。

局長

事務局より報告事項（2）から（8）まで7件ございます。

まず、初めに報告事項（2）、議案書は11ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（3）、議案書は12ページから20ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、2月中に19件の届出を受理いたしました。

報告事項（4）、議案書は21ページから22ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、2月中に11件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（2）から（4）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（5）、議案書は23ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の合意解約がありました。

報告事項（6）、議案書は24ページから25ページになります。転用許可にともなう工事完了報告について、9件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（７）、議案書は２６ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

最後に、報告事項（８）、議案書は２７ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

事務局からの報告は以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了となります。（午後４時２０分）

続いて、事務連絡がございます。

_____ 事務連絡 _____

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時４０分第４回農業委員会総会の閉会を宣言した。